



2024年9月3日

各 位

会社名 株式会社インサイト  
代表者 代表取締役 CEO 浅井 一  
コード番号 2172 札幌証券取引所 アンビシャス  
問合せ先 取締役執行役員管理部長 山田 哲夫  
電話番号 011-501-0015 (代表)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、2024年9月26日開催予定の第50回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

経営の機動性向上を図るため、事業の目的に地方公共団体等へのサービス提供事業を追加するとともに撤退済みの介護福祉事業およびケアサービス事業に関する規定を削除し、また、取締役社長に加え取締役会長を株主総会および取締役会の招集権者および議長とすることができる規定を新設するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| 第1章 総 則<br>(目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>(1) ~ (5) (条項省略)<br>(6) 展示会、発表会 <u>及び</u> 興行等の企画、立案、実施<br>(7) ~ (12) (条項省略)<br>(新設)<br><u>(13) ~ (24)</u> (条項省略)<br>(25) 債権の買取、 <u>管理</u> <u>及び</u> 売却<br><u>(26) ~ (35)</u> (条項省略) | 第1章 総 則<br>(目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>(1) ~ (5) (現行どおり)<br>(6) 展示会、発表会 <u>および</u> 興行等の企画、立案、実施<br>(7) ~ (12) (現行どおり)<br><u>(13) 地方公共団体等に対するコンサルティング、<br/>情報収集および運営・管理のためのサービス<br/>提供等の業務</u><br><u>(14) ~ (25)</u> (各1号繰下げ、現行どおり)<br>(26) 債権の買取、 <u>管理</u> <u>および</u> 売却<br><u>(27) ~ (36)</u> (各1号繰下げ、現行どおり) |

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p><u>(36) 介護保険法に基づく介護支援ならびにサービス事業を含む高齢者対象事業</u></p> <p><u>(37) 柔道整復師法および鍼灸あんまマッサージ指圧師法に基づく施術事業</u></p> <p><u>(38) ~ (41) (条項省略)</u></p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(37) ~ (40) (各1号繰上げ、現行どおり)</u></p>   |
| <p>第3章 株主総会<br/>(招集権者および議長)</p>  | <p>第3章 株主総会<br/>(招集権者および議長)</p>  |
| <p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>                                | <p>第14条 株主総会は、<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長または取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>      |
| <p>第4章 取締役、取締役会<u>及び</u>代表取締役<br/>(取締役会の招集権者および議長)</p>   | <p>第4章 取締役、取締役会<u>および</u>代表取締役<br/>(取締役会の招集権者および議長)</p>  |
| <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>                              | <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役会長または取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長または取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>    |
| <p>第23条 (条項省略)<br/>(代表取締役および役付取締役)</p>   | <p>第23条 (現行どおり)<br/>(代表取締役および役付取締役)</p>  |
| <p>第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて<u>取締役会長1名、及び</u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>       | <p>第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長1名および</u>取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、<u>および</u>常務取締役各若干名を定めることができる。</p> |

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年9月26日(木曜日)

定款変更の効力発生日 2024年9月26日(木曜日)

以 上